

国立大学法人筑波大学第Ⅴ期行動計画

- 第Ⅰ期（平成17年4月策定）
- 第Ⅱ期（平成19年4月策定）
- 第Ⅲ期（平成22年4月策定）
- 第Ⅳ期（平成26年1月策定、
平成27年3月期間変更）
- 第Ⅴ期（平成30年4月策定）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 2 内容

○子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1

これまでの行動計画において実施してきた両立支援制度の周知を行う。

〈対策〉平成30年4月～ これまでの行動計画期間において実施、導入してきた両立支援制度について、教職員専用サイト、ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターのホームページへの掲載等で周知を図る。

○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2

職員のワーク・ライフ・バランスの確保のための措置の実施

〈対策〉平成30年4月～

①時間外勤務の縮減のための措置

時間外勤務は、本来、例外的な場合にのみ行われるものであるという認識を深め、併せて業務改善を行い、部局ごとに週1回の定時退勤日を実施すること、また、定時以降の会議及び打合せを開催しないこと等を引き続き徹底する。

②年次休暇の取得促進のための措置の実施

年次休暇に対する意識の改革を図るとともに、年次休暇の取得を容易に、かつ計画的に取得できるようにするため、年次休暇取得日をあらかじめ職員が記入できる計画表を引き続き作成する。

○その他次世代育成支援対策

目標3

子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

〈対策〉平成30年4月～ 茨城県との連携により、女子中高生の理系進路選択支援を進める。